

# 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年1月31日

分任支出負担行為担当官  
中国四国農政局山口地域センター長  
鈴木 千賀雄

## 1. 一般競争入札に付する事項

- (1) 購 入 件 名 中国四国農政局山口地域センター庁舎における電気需給契約
- (2) 調達件名の特質等 入札説明書及び仕様書による  
(予定契約電力：69kW、予定電力使用量：77,900kWh/年)
- (3) 契 約 期 間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
- (4) 需 要 場 所 山口市惣太夫町3番8号  
中国四国農政局山口地域センター
- (5) 入 札 方 法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成22・23・24年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の製造」又は「物品の販売」で「A」又は「B」の等級に格付けされている、「中国」地域の競争参加有資格者であること。
- (4) 電気事業法第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
- (5) 確実に安定した電気の供給ができる者であること。
- (6) 省CO2化の要素を考慮する観点から、分任支出負担行為担当官中国四国農政局山口地域センター長が定める基準を満たす者であること。
- (7) 中国四国農政局長から中国四国農政局物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成15年9月16日付け15中総第568号（経））に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

## 3. 入札説明書の交付場所等（「報告書」の提出場所）

- (1) 入札説明書の交付期間及び場所  
平成24年1月31日から平成24年2月15日までの  
9時00分から17時00分  
（土曜、日曜、祭日等の閉庁日を除く）  
〒753-0088 山口市河原町6番16号

中国四国農政局山口地域センター総務担当  
083-922-5409 内線205

(2) 「報告書」の提出期限及び場所

平成24年2月17日 17時00分  
上記3.(1)の場所に提出すること。

(3) 入札の日時及び場所

平成24年2月22日 14時00分  
中国四国農政局山口地域センター3階会議室

4. 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、上記3.(2)の「報告書」を提出期限までに提出しなければならない。入札参加希望者は入札日の前日までの間において、分任支出負担行為担当官から当該報告書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。また、分任支出負担行為担当官が入札資格確認のための資料提出を求めた場合は、「報告書」提出時に関係資料を併せて提出するものとする。

当該報告書類に関し説明の義務を履行しない者は入札参加の対象としない。

入札参加を認められた者は、入札説明書及び中国四国農政局競争契約入札心得を承諾のうえ、封印した入札書及び入札説明書で示した競争参加に必要な証明書類を添付して、入札時に提出しなければならない。

5. 「報告書」の審査

入札説明書に基づいて作成した報告書を分任支出負担行為担当官が審査し、要求仕様を満たした者を最終的に当該競争に参加させるものとする。

審査の結果、本件仕様に合致しないと判断した者のみに、その旨文書で通知するものとする。

6. その他

(1) 郵送、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(2) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 入札保証金及び契約保証金

免除

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出する入札書及び入札に関する条件に違反した者の提出する入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した業務を履行出来ると支出負担行為担当官及び契約担当官が判断した入札者であって、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札価格とする。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当局のホームページ

(<http://www.maff.go.jp/chushi/nyusatsu/index.html>) をご覧下さい。